

農 整 第 621 号
平成30年2月22日

(一社) 富山県建設業協会会長 殿

富山県農林水産部長



「週休2日制モデル工事」の試行について

このことについて、平成30年度発注工事から「週休2日制モデル工事」を試行しますのでお知らせします。

つきましては、貴会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

(事務担当)
農村整備課技術管理係

「週休2日制モデル工事」試行要領

1 背景・目的

建設業界は、他の産業界と比較して週休2日制を取得する環境や体制が整っておらず、若手技術者をはじめとする建設関係の担い手の確保と育成を進める上で、課題となっている。

このことから、週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行し、効果や課題を抽出する。

2 用語の定義

この要領で使用する用語は、農林水産部土木工事共通仕様書で定める用語のほか、下記による。

- 1) 「週休2日制」とは、工事着手から工事完了までの対象期間において、原則、土、日曜日を休日として確保し現場閉所する、週休2日（4週8休相当）又は完全週休2日の取り組みを実施することをいう。
- 2) 「工事着手」とは、現場事務所等の設置または測量、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の準備工事を含むいずれかに着手することをいう。
- 3) 「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。（現場事務所等の撤去を含む現場作業の全てが完了した日をいい、工事完成までの清掃や資料整理等の期間は含まない。）
- 4) 「対象期間」とは、工事着手から工事完了までの期間のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除いた期間をいう。年末年始6日間・夏季休暇3日間等に含まれる期間は下記によるものとする。
 - ・工場製作のみの期間
 - ・工事事故等による不稼働期間
 - ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）にたいする突発的な対応期間
 - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ・工事の全面中止期間
 - ・余裕期間制度により設定された余裕期間
 - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間
- 5) 「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含め、現場作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）作業等を行うことは可とする。
- 6) 「週休2日（4週8休相当）」とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の7分の2以上の現場閉所日（以下、「休日」という。）を確保することをいう。

ただし、休日は計画的に設けるものとし、偏り等（工期の始まりや工期の終盤での偏った休日の設定）が生じないようにすること。なお、現場の進捗状況、降雨、降雪等の気象状況等により、当初計画した日以外を休日としてカウントすることは可とする。
- 7) 「完全週休2日」とは、原則、土曜・日曜日に工事現場及び現場事務所を完全閉所して、事務処理等を含めて一切の現場作業を行わないことをいう。ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、監督員と協議のうえ、土日作業を可能とするが、振替休日により毎週2日の休日を確保するものとする。

8)「達成率」とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）を通じて設定した、週休2日（4週8休相当）又は完全週休2日の実施割合をいい、実施日数を計画日数で除し、小数点以下第3位を四捨五入のうえ百分率表示したものをいう。

3 試行対象工事

当初設計額が20百万円以上の工事で、受注者が希望したものを対象とする。
ただし、発注者が週休2日制モデル工事に適さないと判断した工事は除外する。

4 試行工事の実施

【発注時】

1) 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、特別仕様書に次の通り記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、受注者が希望すれば週休2日制を実施し、希望しなければ従来どおり工事施工するものとする。
- 2 なお、週休2日制を実施し、週休2日相当の現場閉所を実施したことが認められる場合は、間接工事費を補正し設計変更を行うものとする。
- 3 モデル工事の実施の詳細は、「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとし、富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる。
(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1602/kj00012136.html)

【試行工事の契約後から竣工まで】

2) 受注者は、「週休2日制モデル工事」の希望の有無について、施工計画書提出前に工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。

協議の結果、受注者が「週休2日制モデル工事」の実施を希望しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

3) 協議の結果、受注者が「週休2日制モデル工事」の実施を希望する場合は、施工計画書の提出時に、提出月の「休日取得計画書」を監督員に提出する。

4) 受注者は、週休2日制の対象期間において、毎月、履行報告書の提出時に、別紙を参考とした休日取得実績書（前月分）及び休日取得計画書（当月分）を作成のうえ、監督員に提出するものとする。監督員は、提出された実績書の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。なお、工事完了月については、当月分の休日取得実績書を完成届に添付して提出するものとする。

5) 発注者は、週休2日制の達成状況について、以下により確認する。

＜週休2日（4週8休相当）の達成率＞

対象期間における現場閉所実施日数 $\geq$ 対象期間から算出される現場閉所日数
(=実施対象期間 $\times$ 2/7)

＜完全週休2日の達成率＞

対象期間における土日（振替休日含む）の現場閉所実施日数
 $\geq$ 対象期間から算出される土日の日数

6) 発注者は、精算変更時に受注者から聞き取りを行い、工事完了時において週休2日（4週8休相当）の達成が認められる場合は、間接工事費の算定において、それぞれ以下の補正係数を乗じ、設計変更を行う。

【共通仮設費】 1. 0 2

【現場管理費】 1. 0 4

【検査後】

- 7) 発注者は、週休2日制の達成割合に応じ、工事成績評定において加点評価するものとする。なお、取得できない場合であっても、減点評価は行わないものとする。

工事成績の加点方法

創意工夫	社会性
週休2日（4週8休相当）を 100%達成 +2点（+0.8点）	完全週休2日を 100%達成 +10点（+2.0点）
週休2日（4週8休相当）を 80%達成 +1点（+0.4点）	完全週休2日を 80%達成 +5点（+1.0点）

- ・週休2日（4週8休相当）のみ達成の場合は、創意工夫でのみ加点評価することができる。
- ・週休2日（4週8休相当）を達成し、かつ、完全週休2日制も達成している場合は、創意工夫及び社会性の両方で加点評価することができる。

- 8) 受注者は、「週休2日制モデル工事」に係るアンケートに必要事項を記入し、工事完成後、14日以内に監督員に提出すること。

5 試行工事における留意事項

- 1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないこととする。
- 2) 監督員が、休日の取得状況に関する報告及び資料の提示を求めた場合には、受注者はこれに協力するものとする。
- 3) 現場の条件変更等による工期変更は従来どおりの取扱いとするが、週休2日制の導入による工期変更は認めない。（当初より週休2日制を見込んだ工期設定としているため。）
- 4) 本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降に作成する設計書から適用する。